

宮崎情報ビジネス医療専門学校 学 則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法に基づき、高等学校における教育の基礎の上に、商業実務、工業、教育・社会福祉専門課程及び文化・教養の専門課程を、中学校における教育の基礎の上に、文化・教養の高等課程を設置し、職業若しくは实际生活に必要な技能と教養の向上を図り、社会の発展に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、宮崎情報ビジネス医療専門学校という。

(位置)

第3条 本校は、宮崎県宮崎市老松1丁目3番7号に置く。

第2章 課程の組織、収容定員、休業日等

(課程の組織、修業年限、収容定員等)

第4条 本校に、商業実務専門課程、工業専門課程、教育・社会福祉専門課程、文化・教養専門課程及び文化・教養高等課程を置く。

2 学科、修業年限及び収容定員は、次のとおりとする。

課程名	学 科	昼夜別	修業年限	入学定員	総定員	備考
商業実務専門課程	診療情報管理士科	昼	3年	20人	60人	
	医療事務科(2年制)	昼	2年	20人	40人	
	医療事務科(1年制)	昼	1年	10人	10人	
	総合ビジネス科	昼	2年	20人	40人	
	国際ビジネス科(2年制)	昼	2年	40人	80人	
	国際ビジネス科(1年制)	昼	1年	20人	20人	
	キャリアマネジメント科	昼	1年	20人	20人	
工業専門課程	情報システム科(高度専門士)	昼	4年	5人	20人	
	情報システム科(2年制)	昼	2年	50人	100人	
	総合情報科	昼	1年	10人	10人	募集停止
	総合情報科(10月入校)	昼	1年	10人	10人	募集停止

課程名	学 科	昼夜別	修業年限	入学定員	総定員	備考
教育・社会福祉専門課程	子ども未来科	昼	3年	20人	60人	
文化・教養専門課程	日本語科1年コース	昼	1年	40人	40人	
	日本語科1年コース(10月入学)	昼	1年	20人	20人	
	日本語科1.5年コース	昼	1.5年	40人	80人	
	日本語科2年コース	昼	2年	80人	160人	
文化・教養高等課程	キャリア総合学科	昼	3年	40人	120人	
				40人	120人	通信制
合 計				505人	1010人	

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2 但し、総合情報科10月入校及び日本語科1年コース(10月入学)は10月1日に始まり翌年9月30日に、日本語科1.5年コースは10月1日に始まり翌々年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 日本語科1.5年コース及びキャリア総合学科を除く学科の学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から 10月31日まで

後期 11月1日から翌年3月31日まで

但し、10月入校及び日本語科1年コース(10月入学)の学期は、次のとおりとする。

前期 10月1日から翌年3月31日まで

後期 4月1日から 9月30日まで

- 2 日本語科1.5年コースの学期は、次のとおりとする。

第1期 10月1日から翌年3月31日まで

第2期 翌年4月1日から 9月30日まで

第3期 翌年10月1日から翌々年3月31日まで

- 3 キャリア総合学科の学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から 9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する日

- (3) 夏季休業
 - (4) 冬季休業
 - (5) 春季休業
 - (6) 開校記念日
 - (7) その他校長が必要と認めた日
- 2 前項の夏季休業、冬季休業及び春季休業については、別に定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、履修の継続性の観点から妥当であると校長が認めるときは、連続した長期休業を設けることがある。なお、当該長期休業については、別に定める。
- 4 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前三項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。

第3章 入学、退学及び休学等

(入学資格)

第8条 日本語科及びキャリア総合学科を除く学科の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）
 - (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者
 - (6) 本校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者
- 2 日本語科の入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。
- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
 - (2) 正当な手続きによって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- 3 キャリア総合学科の入学資格は、次のとおりとする。
- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者
 - (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者
 - (4) 通信制は、本校の教育課程に則った学習指導を受けることが可能な地域に住所を有する者。

(入学許可)

第9条 入学を希望する者には選考を行い、校長が入学を許可する。

(出願手続)

第10条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書に入学検定料を添えて願出しなければならない。

(入学手続)

第11条 入学を許可された者は、許可のあった日から7日以内に、誓約書等に入学金を添えて提出しなければならない。但し、日本語科については、この限りではない。

(退学)

第12条 生徒が退学しようとするときは、所定の書類にその理由を明記し、校長の許可を受けなければならない。

(欠席、休学)

第13条 生徒が病気その他やむを得ない理由により欠席するときは、その理由を明記し、速やかに校長に届け出なければならない。

2 生徒が病気その他やむを得ない事由により3か月以上出席することができないときは、所定の書類にその理由を明記し、校長に休学を願い出なければならない。

(出席停止)

第14条 生徒が伝染病にかかり、又はその恐れがあるとき、その他校長が必要と認めるときは、その生徒に対し出席停止を命ずることがある。

(転入学、編入学)

第15条 転入学、編入学を希望する者には選考を行い、校長が入学を許可する。

(身上事項の異動の届出)

第16条 生徒及び保護者の氏名、本籍、住所の変更等身上事項について異動があったときには、速やかに届け出なければならない。

第4章 教育課程、授業時数・単位数、卒業等

(教育課程)

第17条 本校の教育課程及び授業時数・単位数は別表1のとおりとする。

2 前項の他に科目等履修生の受け入れ及び附帯教育事業として別科を置くことができる。

3 科目等履修生については、本科生の教育課程及び授業時数・単位数に準ずる。別科の学科及び授業時数並びに定員は別表2のとおりとする。

4 学外における企業研修等の履修を行うことができる。この研修は別表3の基準を満たした生徒に対して認める。

5 通信教育における対面により行う実習、実技、実験、演習又は講義の授業の授業時間は、1年にわたり120単位時間以上とする。細目は校長が別に定める。

(成績の評価)

第18条 各学年の教育課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、試験等により学年末及び教育課程修了後において認定する。

(卒業)

第19条 校長は、生徒が本校所定の教育課程を修了したと認めるときは、卒業証書を授与する。

第5章 教職員組織

(教職員)

第20条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 専任教員 12名以上
- (3) 助手 必要に応じて置く
- (4) 講師 必要に応じて置く
- (5) 事務職員 3名以上
- (6) 学校医 1名以上

但し、日本語科には教員12名以上(うち専任教員4名以上とし、主任教員1名以上を置く)及び生活指導担当者(専任)を置く。

第6章 授業料、入学金、維持費及び入学検定料

(授業料、入学金、維持費及び入学検定料)

第21条 本校の学費については、次のとおりとする。なお、具体的な納入方法や納付時期等については、別に定める。

1 日本語科を除く学科の授業料、入学金、維持費及び入学検定料は次のとおりとする。

専門課程	学科	昼夜別	授業料(年額)	入学金	維持費(年額)	入学検定料
商業実務	診療情報管理士科	昼	650,000	150,000	120,000	15,000
	医療事務科(2年制)	昼	650,000	150,000	120,000	
	医療事務科(1年制)	昼	650,000	150,000	120,000	
	総合ビジネス科	昼	650,000	150,000	120,000	
	国際ビジネス科(2年制)	昼	520,000	100,000	50,000	10,000
	国際ビジネス科(1年制)	昼	520,000	100,000	50,000	
	キャリアマネジメント科	昼	520,000	100,000	50,000	
工業	情報システム科(高度専門士)	昼	690,000	150,000	120,000	15,000
	情報システム科(2年制)	昼	690,000	150,000	120,000	
	総合情報科	昼	690,000	150,000	120,000	
	総合情報科(10月入校)	昼	690,000	150,000	120,000	
教育・社会福祉	子ども未来科	昼	650,000	150,000	120,000	

高等課程	学科	昼夜別	授業料(年額)	入学金	維持費(年額)	入学検定料	備考
文化・教養	キャリア総合学科	昼	348,000	50,000	100,000	15,000	
			348,000	50,000	40,000	15,000	通信制

2 日本語科の授業料、入学金及び入学検定料は次のとおりとする。

専門課程	学科	昼夜別	授業料(年額)	入学金	入学検定料
文化・教養	日本語科 1年コース	昼	550,000	40,000	20,000
	日本語科 1年コース (10月入学)	昼	550,000	40,000	20,000
	日本語科 1.5年コース	昼	550,000	40,000	20,000
	日本語科 2年コース	昼	550,000	40,000	20,000

3 既に納入した授業料等の納付金は、原則として返還しないものとする。
但し、指定期日までに入学辞退の意思表示を行った者については、入学金及び入学検定料を除く授業料等を返還する。

第7章 賞 罰

(褒賞)

第22条 生徒がその成績、性行ともに優れ他の模範となるときは、褒賞することがある。

(懲戒)

第23条 校長が教育上必要と認めるときは、次の懲戒処分を行う。

- (1) 訓 告
- (2) 停 学
- (3) 退 学

2 前項の退学は、生徒が次の各号のいずれかに該当する場合にのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- (5) 正当な理由がなく、かつ所定の手続きを行わずに授業料等を2か月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない者

第8章 健康診断

(健康診断)

第24条 教職員及び生徒の健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第9章 補 則

(寄宿舍)

第25条 寄宿舍についての必要な事項は、校長が別に定める。

第26条 この学則の実施についての必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は平成11年4月1日から施行する。
2. この学則は平成13年4月1日から施行する。
3. この学則は平成13年10月1日から施行する。
4. この学則は平成14年4月1日から施行する。
5. この学則は平成17年4月1日から施行する。
6. この学則は平成18年4月1日から施行する。
7. この学則は平成20年4月1日から施行する。
8. この学則は平成23年4月1日から施行する。
9. この学則は平成24年4月1日から施行する。
ただし、第21条第1項に規定する文化・教養関係高等課程「キャリア総合学科」の授業料（年額）については、平成24年度中は350,000円とする。
10. この学則は平成25年4月1日から施行する。
ただし、第21条第1項に規定する文化・教養関係高等課程「キャリア総合学科」の授業料（年額）については、平成25年度より348,000円とする。
11. この学則は平成26年4月1日から施行する。
12. この学則は平成26年4月1日から施行する。
ただし、課程名については、寄附行為変更認可日から施行する。また、第1条、第4条、第21条の教育・社会福祉専門課程に係る規定、第4条の定員、第21条第1項の学費については、平成27年4月1日から施行する。
13. この学則は平成27年4月1日から施行する。
14. この学則は平成27年10月1日から施行する。
15. この学則は平成28年4月1日から施行する。
16. この学則は平成29年4月1日から施行する
17. この学則は平成29年9月1日から施行する。
18. この学則は平成30年4月1日から施行する。
19. この学則は平成31年4月1日から施行する。
20. この学則は令和2年4月1日から施行する。
ただし、第21条第2項に規定する日本語科の授業料（年額）については、令和2年10月1日から施行する。
21. この学則は令和3年4月1日から施行する。
22. この学則は令和4年4月1日から施行する。
23. この学則は令和5年4月1日から施行する。